

エーザイネットワーク（ENW）人権方針

エーザイ株式会社およびその子会社と関連会社（エーザイネットワーク：ENW）は、患者様と生活者の皆様の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念と定め、この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア（*hhe*）企業を目指しています。本方針は、企業理念を実現するためのビジネス活動の規範を定めた ENW 企業行動憲章を補完するものとして、企業の人権尊重責任を果たすために、ENW がどの様に取り組んでいくか具体的な方針を示すものです。

本方針は、ENW のすべての役員及び従業員に適用されます。また、ENW のサプライヤーを含むすべてのビジネス・パートナーに対し、本方針にそって人権尊重に取り組んでいただくことを期待します。本方針の運用責任はチーフ HR オフィサーが担います。

1. 人権尊重への考え方

ENW は、「国際人権章典*¹」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言*²」に表明されている人権を尊重します。加えて、国連グローバル・コンパクト加盟企業として、10 原則を支持するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則*³」を支持し、同原則に基づいた取り組みを実施します。

ENW は、いかなる国と地域において児童労働、強制労働、人身売買、奴隷労働、およびその他の人間の尊厳と敬意の保持を損なういかなる行為も許しません。

ENW は、事業活動を行うすべての国や地域において各国・地域の法令を遵守します。また、当該国の法規制と国際的な人権規範が一致しない場合には、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的な人権規範を尊重する方法を追求します。

2. 人権デュー・デリジェンス

ENW は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、自社の事業活動と関係する人権への負の影響の有無を特定し、負の影響が認められる場合には防止・軽減する、人権デュー・デリジェンスの取り組みを行います。

取引関係によって、ENW の事業、製品またはサービスが人権の負の影響に直接関係している場合には、ENW は、ビジネス・パートナーおよびその関係者に対し、人権を侵害しないように求めています。

3. 人権尊重への取り組み

ENW は、人権デュー・デリジェンスの仕組みを活用しながら、事業活動に関連するステークホルダーの人権尊重について取り組んでいきます。

＜患者様と生活者の皆様に対して＞

ENW は、製造する製品が患者様の生命に直結していることを認識し、エーザイ品質方針に則り、研究開発から生産、流通まですべてのプロセスでの品質確保を追求し、高品質な医薬品の安定供給に努めます。製品の安全性情報を世界中で絶えず収集・評価し、最新情報を医療関係者、患者様や生活者の皆様に提供することにより、世界各国におけるエーザイ製品の適正な使用に努めます。

臨床試験においては、各国の様々な規制要件や国際基準を遵守し、患者様の自由意思による同意を得た上で、ペイシエント・セントリシティに則り臨床試験を実施します。また、臨床試験に関する様々な業務を委託する際は、ENW の方針と基準に従って事前に評価し、責任をもって継続的に管理します。

患者様や生活者の皆様、臨床試験に参加された方々の個人情報とプライバシーを厳格に管理し保護します。

ENW は、開発途上国・新興国における患者様の健康に貢献することも、これらの人々の人権尊重への取組みに他ならないと認識しており、これらの国での医薬品アクセス向上活動に努めます。

＜ビジネス・パートナーに対して＞

ENW は、サプライヤーや流通業者およびその委託を受けて活動する事業者などのサプライチェーンの把握に努めます。すべてのビジネス・パートナーに対して、「ビジネス・パートナーのための行動指針」に基づき、人権を尊重し侵害しないように求めます。

＜従業員に対して＞

ENW は、従業員にかかわる方針、制度や規程を通じ、企業理念の実現にやりがいを持って邁進できる職場環境を提供します。ハラスメントやあらゆる差別の禁止、人財育成、働きやすい職場環境の実現、ダイバーシティの推進、結社の自由と団体交渉権の尊重、適正な労働時間管理を含む責任ある労働慣行、最低賃金の確保、労働安全衛生への取組みを行います。

4. ステークホルダーエンゲージメント

ENW は本方針を遂行していく上で、関連するステークホルダーと継続的に対話します。自社の事業活動が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、適正に対処できるよう積極的に社内外のステークホルダーと関係を構築します。

5. 教育・研修

ENW は、役員および従業員の一人ひとりが国際的な人権の原則に対する理解を深め人権に関する諸問題に適切に対応できるよう継続的な教育・研修を行います。

6. 救済措置

ENW は、自らが人権侵害をしないことに加え、サプライチェーン上の人権侵害を助長しないように努めます。また、苦情処理メカニズムの整備により、事業活動に伴う人権への負の影響の効果的な把握を行います。ENW が負の影響を引き起こした、もしくはこれを助長したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその救済や再発防止に取り組みます。

7. 開示

ENW の人権尊重の取り組みの進捗について、継続的にウェブサイトや各種報告書で開示を行います。

- * 1 「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の3つの文章の総称です。「国際人権章典」は、現在、国際的に認められた人権保障の基本的な枠組みとされています。
- * 2 ILO によって定められた4つの分野「結社の自由及び団体交渉権」、「強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の撤廃」についての労働に関する最低限守られるべき基準です。
- * 3 国連人権理事会によって 2011 年に承認されたもので、ビジネスと人権の課題に関し、「人権の尊重」及び「救済へのアクセス」に関して企業の責任及び求められる取組みの内容を定めたものです。

制定 2019 年 3 月 20 日

改訂 2025 年 7 月 22 日

エーザイ株式会社
チーフ HR オフィサー

真坂 晃之

